最終更新日：2017年9月7日
株式会社カイカ
代表取締役社長　牛　雨
問合せ先：総務人事本部 総務人事部　ＴＥＬ：03-5657-3000
証券コード：2315
http://www.caica.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、長期安定的に企業価値を向上させていくことを経営目標としておりますが、そのためには株主・投資家の皆様、ビジネスパートナー、従業員、その他多くのステークホルダーの皆様の期待にお応えし、信頼をいただくことが、当社グループが持続的に成長をとげていくための基盤であると考えております。
この考えに基づき、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、迅速で的確な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制づくり・施策を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を遵守しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４ いわゆる政策保有株式】
当社グループは、事業の強化・拡充、ならびに当社の基本事業戦略の推進に貢献し、中長期的に当社企業価値・株式価値向上に資すると判断され、また、リスク・リターン等の観点からその保有リスクが許容されると判断される場合に、取引先の株式等を取得し保有するものとします。
政策保有株式の議決権行使にあたっては、事業上の関係や当社との協業の状況および中長期的な投資リターン等を勘案し、企業価値の維持・向上を図るという観点から個別具体的に判断します。
株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な判断を行いません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ネクスグループ	123,428,900	50.51
FISCO INTERNATIONAL (CAYMAN) L.P.	8,571,400	3.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,324,200	2.59
株式会社ＳＲＡホールディングス	5,050,000	2.07
株式会社ＳＲＡ	5,000,000	2.05
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702	4,448,800	1.82
KGI ASIA LIMIED-CLIENT ACCOUNT	1,898,500	0.78
SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED	1,000,000	0.41
中村專一郎	870,000	0.36
株式会社ＳＢＩ証券	804,400	0.33

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社ネクスグループ　（上場：東京）　（コード）　6634

補足説明

大株主の状況は2016年10月31日現在の状況です。

2017年１月25日付で、株式会社ネクスグループが開示しておりますとおり、同日付で株式会社ネクスグループは当社株式を13百万株売却したことから、本日現在においては、株式会社ネクスグループの議決権所有割合（合算対象分含む）は、47.38%になり、50%を下回っておりますが、当社の親会社であることに変更ありません。

2017年１月26日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDが2017年１月19日現

在で3.06%（保有潜在株券等の数を含む）の当社株式を所有している旨が記載されております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	10 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引条件等については、原則として取締役会にて報告または審議しております。支配株主等との取引を含む重要事案に係る当社の意思決定プロセスとしては、経営会議にて、事前に取引等の正当性または金額の妥当性について審議し取締役会にて十分に協議した上で、取引可否を決定しており、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応しております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は株式会社ネクスグループ、株式会社フィスコの2社であり、その他の関係会社は、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDの1社であります。（株式会社ネクスグループの親会社である、株式会社フィスコは、当社の親会社に該当いたします。また、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDが保有する株式会社フィスコの議決権割合が減少したことから、株式会社フィスコの親会社から、その他の関係会社となりました。これに伴い、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDは当社の親会社からその他の関係会社となりました。）

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎　光雄	他の会社の出身者											
幾石　純	他の会社の出身者											
島村　和也	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎　光雄	○	―――	川崎光雄氏は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバンス強化に寄与していただくため社外取締役に選任いたしました。また、当社と川崎氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

幾石　純	○	―――	幾石純氏は、長年にわたる金融機関での経験を有しており、金融および証券関係の豊富な専門知識ならびに経営者として培われた幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言頂くことによりコーポレート･ガバナンス強化に寄与して頂くため社外取締役に選任いたしました。また、当社と幾石氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。
島村　和也	○	―――	島村和也氏は、弁護士･公認会計士としての豊富な専門知識と経験をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監視して頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂くことによりコーポレート･ガバナンス強化に寄与して頂くため、社外取締役に選任いたしました。また、当社と島村氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 監査役と会計監査人の連携状況
当社は東光監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けております。その監査業務内容について、監査役会が会計監査人と必要に応じて適時会合を持ち、会計監査人の当社に対する指摘事項を把握し、改善助言及び改善状況の確認を行っております。

(2) 監査役と内部監査部門の連携状況
監査役と内部監査室は毎月情報交換を行い連携体制の充実を図りつつ、内部監査室は、監査役が要望する事項を含め内部監査の状況を報告しております。また、監査役より要望があった際には、監査役の使用人として総務部の従業員が監査役を補助する体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉本　眞一	他の会社の出身者													
細木　正彦	公認会計士													
勝部　日出男	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本　眞一	○	―――	杉本氏は、多数の企業に対するコンサルティングに裏打ちされた企業経営の専門的かつ客観的な視点が、当社の監査業務においてその職務を遂行して頂くに相応しいものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と杉本氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。
細木　正彦	○	―――	細木氏は、公認会計士として培われた専門的な知見･経験ならびに企業における社外監査役を長きにわたり務められた経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役選任をお願いするものであります。また、当社と細木氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。
勝部　日出男	○	―――	勝部氏は、株式会社ナレッジカンパニーの代表取締役であり、企業経営者としての経験と、企業における社外取締役を務め、広範な実業、経営経験に裏打ちされた、幅広い知見を有しており、、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任いたしました。 また、当社と勝部氏との間に利害関係はなく上記属性いずれにも該当しません。少数株主保護の観点から一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状、取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、今後、施策については都度検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告にて各々の総額を開示しております。
2016年10月期における役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役(うち社外取締役)　7名(2名)　64百万円(4百万円)
監査役(うち社外監査役)　5名(4名)　15百万円(6百万円)
合計　12名　79百万円

(注)期末現在の人員数は取締役7名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。上記の取締役の支給人員には、無報酬の取締役3名は含まれておりません。上記の支給人員には、2016年1月28日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において年間報酬の総枠を決議し、役員報酬規程に則り取締役各人別の年間報酬額は取締役会で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部において、社外取締役及び社外監査役の業務を補佐しております。
社外取締役及び社外監査役より情報・資料の提供の指示があった場合、総務部にて対応しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行の方法
当社における取締役会は、経営戦略の策定・業務執行に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。取締役総数は8名であり、うち3名が社外取締役であります。男女比は男性8名、女性0名の構成です。また、常勤取締役を中心に会社横断的な予算統制と意思決定プロセスにおける審議の充実を目的に経営会議を設けております。

(2) 監査・監督の方法
a.内部監査
内部監査は、会長直属の内部監査室が担当しており、その人数は3名であります。内部監査室の監査報告書は会長のほか監査役に対しても提出すること等により、内部監査室と監査役監査との連携を図っております。

b.監査役監査
当社においては、監査役会は4名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。監査役は、月次の取締役会及び必要に応じてその他の重要な会議に出席し、取締役による業務執行状況、取締役会の運営手続等について監視しております。

c.会計監査
会計監査につきましては、東光監査法人と監査契約を締結しております。

会計監査人の監査においては、監査役は必要に応じて適時会合を設け情報交換を行うなど、監査役、会計監査人が連携を図ることで実効性が高まるよう努めています。
業務を執行した公認会計士の氏名は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名
公認会計士　鈴木　昌也
公認会計士　早川　和志
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　5名

(注)当社の会計監査人であった赤坂・海生公認会計士共同事務所との監査契約の合意解除に伴い、2016年10月13日開催の監査役会において東光監査法人を一時会計監査人に選任し、2017年1月27日開催の定時株主総会において東光監査法人を会計監査人に選任いたしました。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立するために、「監査役設置」型を採用しております。
社外取締役は、企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営の機能性を高めると共に、経営に外部視点を取り入れ業務執行に対する一層の監督機能を図る役割を担っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	定時株主総会において、株主の皆様に事業報告の内容をわかりやすくお伝えすべく、グラフ、 表、概念図等をスクリーン表示するビジュアル化を取り入れております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページにおいて掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、任意開示資料等についてホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事本部　総務部がIR業務を担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「行動規範」において、⑴ 基本的な姿勢、⑵ 法令等の徹底、⑶ 社会との関係、⑷ 顧客、取引先、競争会社等との関係、⑸ 従業員との関係、⑸ 適切かつ透明性の高い経営、について規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、社会の発展とともにあることを強く認識し、社会貢献や環境に配慮し、社会とともに発 展することを目指し、省資源、省エネルギー、リサイクル意識の向上のための種々の施策を推 進しています。また、ボランティアのための休暇取得を可能とし、従業員が広く社会貢献に寄与 できるような体制整備に心がけております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業風土のあり方を抜本的に変革し、コーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンス体制を再構築すべく、それぞれの代表取締役が、a．事業部門の業務執行、b．管理部門の業務執行、c．全社的な牽制の役割を独立して管掌することで単独の代表取締役による恣意性の高いまたは正規の手続きを介さない取引等への牽制および防止する体制を確立しております。また、代表取締役が決裁者の場合には決裁者以外の2代表取締役が決裁の適切性を確認する手続きを社内情報システム上でワークフロー化しており、総務部長がこれら手続きの完了を確認しております。

取締役会による定時取締役会を12回、臨時取締役会を16回開催しました。また、取締役会の諮問機関として経営監視委員会を設置し、問題事象に対する再発防止策および改善措置の実施状況についてのモニタリングおよび当社の経営に対する有益な助言･指導が行われており、定例経営監視委員会を12回開催しています。また、経営監視委員は定時取締役会へ必要に応じて陪席しております。

取締役および使用人が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、指針としております。また、コンプライアンス委員会を設置しており、定例委員会を12回開催しました。コンプライアンス委員会では、取締役および使用人に対するコンプライアンス意識の普及および啓発活動として、月次でテーマ変えてのポスター掲示、全社向けメールマガジンを11回配信しております。

また、取締役を対象として四半期毎のコンプライアンス研修を4回開催しており、社員を対象としたコンプライアンス研修を15回開催しました。これらの活動状況は常勤取締役および常勤監査役の出席する経営会議へ定期的に報告されております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口および社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置･運営しております。使用人からの通報実績の有無について内部監査室で確認しております。

なお、2017年10月期におきましては、法務に関する高度な知見を有する取締役による取締役会審議の牽制体制を確立するものとし、第28期定時株主総会においては弁護士と公認会計士資格を持つ社外取締役を選任いたしました。今後も引き続き内部管理体制を整備･強化をしてまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁資料、稟議書および議事録等を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保管および保存するものとしており、セキュリティが確保された場所で適切に保管･保存しております。また、当社の情報セキュリティマネージメントシステムに基づく情報セキュリティ監査に行い、これらの情報(決裁資料、稟議書および議事録等)が安全かつ適切に管理していることを確認しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「コーポレートリスク評価規程」に基づき、財務部門がリスクチェック表を用いた定期的なリスクの評価を実施しており、識別されたリスクと対応策が経営会議に報告し審議されていることを、内部監査室による全社レベル内部統制評価において確認しております。

情報セキュリティにおけるコーポレートリスクについては、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ管理規程等を整備し情報セキュリティ管理体制を構築しており、情報セキュリティ監査要領に基づき年1回の監査を実施しております。また、災害時には災害対策委員会を設置する旨を「コーポレートリスク管理規程」に定めておりますが、コーポレートリスクとなる災害事象は発生しておりません。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営会議規程に従い代表取締役社長が経営に関する重要事項を決裁する場合および取締役会へ上程すべき重要事項を決裁する場合の審議･検討･事前承認機関として経営会議を設置しております。また、取締役会の付議議案を事前送付することで、取締役の事前検討時間を確保しております。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的とした「関係会社管理規程」を設けております。また、全ての子会社は事業をしておらず、当社の財務経理部門により譲渡、清算手続きおよび整理に向けた準備を進めており、その進捗状況は逐次、取締役会へ報告しておりました。

(6) その他当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、全ての子会社に対して当社代表取締役を董事長、取締役あるいは監事として派遣しており、法定代表者も当社代表取締役としております。また、全ての子会社は事業をしておらず、当社の財務経理部門が子会社経理部門を直接指導し、適切に譲渡あるいは清算手続きを進めておりました。

また、関連当事者取引管理規程を制定し、さらに現場実務作業レベルでの具体的な関連当事者の確認手続きや関連当事者取引の事前承認の手続きの流れを説明したガイドラインを作成し、社内規程として制定しました。これらは社内グループウェアへ掲載しております。加えてこれら規程およびガイドラインを用いた研修を全部門長、全営業部員、全営業事務員、全管理部門員に対して行っております。

(7) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「行動規範」、「役員規程」および「就業規則」において、反社会的勢力および団体との関係拒絶を明記しております。反社会的勢力からの不当要求の窓口を総務部と定め、情報収集、予防措置および有事発生時の対応として「反社会的勢力対策規程」およびマニュアルを整備しております。

役員の選任、新規取引開始にあたっては、経歴書、インターネットもしくは民間調査会社からの情報の確認のみならず必要に応じて外部専門機関への照会を行い、反社会的勢力との関係歴を調査しております。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、「監査役会規程」および「監査役監査基準」において、監査役が補助使用人として総務人事部門所属の者を指名し監査業務に必要な事項を命令することができること、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して取締役および所属部門責任者等の指揮命令を受けないことを明記しております。監査役は代表取締役または取締役会に対して、補助使用人の独立性の確保に必要な要請を行うものとしており、総務部所属の従業員が補助使用人としています。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会および経営監視委員会等に監査役が出席し、取締役の職務遂行状況を確認しております。
また、内部監査室は監査役との月次定例会議により、内部監査実施状況、内部監査室と会計監査人の2者間での内部統制評価に係る打合せ内容および監査役と会計監査人の2者間打合せの内容等の情報共有を図っております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情

報提供を行う手段として社内窓口および社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置･運営しており、ヘルプライン受付者は監査役へ報告する体制をとっております。

(10) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
　取締役および使用人は、内部通報者保護および個人情報保護に関連する当社規程により当該報告をした者が、不利な取扱いを受けない処置を定めておりますが、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会に監査役が出席し、そのような事象が発生していないことを確認しております。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性および適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。この方針に則り、監査役の子会社往査に必要な費用等についても、監査役の請求に従い速やかに処理しております。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　内部監査部門および会計監査人は、監査役会と相互に連携をはかり、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう、監査役、会計監査人、内部監査室の間での会議を四半期毎に行っており、監査の実効性を高めております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力･団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断いたしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――